

新	旧
令和6年度東京都介護職員・介護支援専門員居住支援特別手当事業補助金交付要綱	令和6年度東京都介護職員・介護支援専門員居住支援特別手当事業補助金交付要綱
令和6年3月19日 5福祉高介第1556号 令和6年5月30日 一部改正 6福祉高介第454号 令和6年7月17日 一部改正 6福祉高介第800号 令和6年12月12日 一部改正 6福祉高介第1679号	令和6年3月19日 5福祉高介第1556号 令和6年5月30日 一部改正 6福祉高介第454号 令和6年7月17日 一部改正 6福祉高介第800号
第1条から第5条まで（現行どおり）	第1条から第5条まで（略）
（対象となる職員） 第6条 この事業の対象となる職員は、次に定める者とする。 1 雇用形態 第5条で定める施設又は事業所を運営する法人（以下「事業者」という。）から直接雇用を受け、当該施設又は事業所において勤務する職員であること。なお、勤務形態（常勤又は非常勤並びに専従又は兼務）は問わないが、事業者から直接給与を受けていない職員（派遣職員）は対象外とする。<u>ただし、介護保険法に基づく事業の人員、設備及び運営に関する基準上、業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせることが認められている場合であって、委託先の事業者により雇用され、当該施設又は事業所において勤務する職員はその限りでない。</u>	（対象となる職員） 第6条 この事業の対象となる職員は、次に定める者とする。 1 雇用形態 第5条で定める施設又は事業所を運営する法人（以下「事業者」という。）から直接雇用を受け、当該施設又は事業所において勤務する職員であること。なお、勤務形態（常勤又は非常勤並びに専従又は兼務）は問わないが、事業者から直接給与を受けていない職員（派遣職員）は対象外とする。
第6条第2項から第17条まで（現行どおり）	第6条第2項から第17条まで（略）
附 則（5福祉高介第1556号） 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。	附 則（5福祉高介第1556号） 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。 2 施行日から令和7年3月31日までの間、事業者が第7条第1項の規

2 施行日から令和7年3月31日までの間、事業者が第7条第1項の規定に定める就業規則又は給与規程等を整備した場合は、令和6年4月から就業規則又は給与規程等が整備されるまでの期間に係る介護職員・介護支援専門員居住支援特別手当を、複数月分まとめて支給することができる。

附 則（6福祉高介第454号）

この要綱は、決定の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則（6福祉高介第800号）

この要綱は、決定の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則（6福祉高介第1679号）

この要綱は、決定の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

定に定める就業規則又は給与規程等を整備した場合は、令和6年4月から就業規則又は給与規程等が整備されるまでの期間に係る介護職員・介護支援専門員居住支援特別手当を、複数月分まとめて支給することができる。

附 則（6福祉高介第454号）

この要綱は、決定の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則（6福祉高介第800号）

この要綱は、決定の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。